



2022年2月24日  
住吉民主商工会  
会長 鹿間 吉雄

## コロナ危機から生活と営業を守るため 国保料の大幅引き下げと減免などの制度拡充を求める要請書

連日のご奮闘に心より敬意を表します。

新型コロナ第6波による感染爆発で保健所や医療体制がひっ迫し、大阪府の死者数は全国最悪（人口比）の状況です。これ以上の犠牲を生まないため、今こそ貴自治体として責任ある対応が求められます。

1月7日に大阪府が発表した2022年度の「大阪府統一保険料率（本算定）」は一人あたり147,786円（府平均・介護分含む）となりました。「国保府内統一化」開始の2018年度と比べると2.1万円もの大幅増（17.5%）であり、「府内統一化」が国保の構造的課題の解決にならないことは明らかです。このまま本算定通りの国保料となれば、国保加入者の生活は立ち行きません。ただちに国保料を大幅に引き下げ、減免・傷病手当金の延長・拡充など必要な措置を講じていただくよう求め、以下要望します。

### 【要請事項】

- 1、コロナ禍の下で、国保料の大幅連続値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」に突き進めば、被保険者の生活、健康が脅かされる。大阪府に「国保府内統一化」は中止するよう求め、法定外任意繰り入れや財政調整基金を活用し、直ちに国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。
- 2、「中小・小規模事業者に対する『持続化給付金』の生活保護制度上の取り扱いについて」（2020年5/7付厚労省事務連絡）の趣旨を踏まえ、国保料の算定にあたっては国や自治体からの給付金・時短協力金等を所得に算入しないこと。
- 3、国民健康保険、介護1号被保険者、後期高齢者医療保険（以下国保、介護、後期）のコロナ減免を来年度も延長し、下記の通り拡充すること。
  - ・収入減少見込みは、2019年との比較も可能とすること。
  - ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入だけでなく、雑収入のフリーランスや給与収入から事業収入になった自営業者なども対象となるよう、労働の実態を見て柔軟に判断すること。
  - ・恒常的低所得者（前年の所得額や世帯合計所得金額がゼロやマイナスとなる人）も対象とすること。
  - ・主たる生計維持者の他に世帯に生計維持者がおり、それらの合計収入が3割以上減少する場合も減免対象とすること。
  - ・国保、介護、後期それぞれで申請書類や収入算定方法が異なることは被保険者にとって大きな負担である。札幌市のように申請書類と添付書類を一本化し、被保険者の負担軽減に努めること。
- 4、コロナ減免の要件を満たさない場合は、所得減少減免等の減免制度を積極的に活用すること。コロナ禍の状況を鑑み、減免は申請月に関わらず、年度当初まで遡って適用すること。
- 5、国保の傷病手当金を被用者だけでなく、事業主やフリーランスを含め全ての国保加入者を支給対象とすること。また、コロナ感染症以外のケガや病気も対象とした上、恒久化すること。
- 6、2022年度より実施される未就学児の均等割軽減を府独自で拡充し、18歳まで対象とするよう大阪府に求めること。
- 7、感染拡大防止には、全ての市民に医療へのアクセスを保障することが不可欠である。短期証の留め置きは中止し、資格書になっている世帯を含め全ての世帯に保険証を郵送すること。資格書による受診であっても保険証とみなし対応すること。
- 8、差押えの中止と納税緩和措置の活用について
  - ・コロナ禍で多くの市民の生活が困窮している状況を踏まえ、差押えは行わないこと。特に持続化給付金やコロナ融資、緊急小口など事業と生活の維持に必要な資金が振り込まれた口座は差押えしないこと（2020年4/2付国税庁指示参照）。
  - ・被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。また、その適用にあたっては担保提供を強要しないこと。
- 9、コロナ感染症対策について
  - ・希望者全員がいつでも、どこでも、何度でも無料でPCR検査を受けられるよう、検査体制を抜本的に拡充すること。
  - ・急性期病床をはじめとする病床の削減は中止し、地域医療構想や公立・公的病院の統廃合計画は中止・撤回すること。
  - ・保健所の体制を拡充し、機能強化を図ること。

以上